POPs(残留性有機汚染物質)条約総合推進費

157百万円(196百万円)

環境保健部環境安全課

1. 事業の必要性・概要

PCB、DDT、ダイオキシンなどの、分解性が低く生体内に蓄積しやすい化学物質(残留性有機汚染物質:POPs)については、国際的な協調のもと、その製造・使用の廃絶・削減等を行うため、2001年(平成13年)5月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(以下、「POPs条約」という。)が採択され、2004年(平成16年)5月に発効した。また、第4回締約国会議(平成21年5月)では9物質群、第5回締約国会議(平成23年4月)では1物質群が新たに同条約の附属書に追加されることが決定された。

我が国は、POPs 条約履行のため、国内実施計画を改定して、新規対象物質も含め国内措置を進めるとともに、検討委員会(POPRC)への委員等の派遣や締約国会議への参加により的確な情報提供及び提言を行う。また、環境中の POP s 残留状況の経年変化等を把握して、条約の有効性評価に、これら調査結果を活用していく。

さらに、我が国は、POPs条約に基づき、東アジアにおける地域的な取組の一環として、平成14年度より「東アジアPOPsモニタリング事業」を実施しており、今後も、東アジア地域周辺諸国が一貫して分析まで行えるように技術協力を行いつつ、東アジア地域のPOPsの環境中での存在状況の推移を把握し、同地域から我が国に流入するPOPsの実態把握を行う。

2. 事業計画(業務内容)

区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
1. POPs 条約対応総合対策検討調査				
(1)新たな条約対象物質の検討に係				
る調査等				
(2)P0Ps 候補物質の汚染実態調査				
2. 全国 POPs 残留状況の監視事業				
3. 東アジア地域の POPs 残留状況の監				
視事業及び多国間協力				
(1)東アジア地域の POPs モニタリン				
実施及びワークショップの開催				
(2)世界モニタリング計画への対応				

3. 施策の効果

POPs について、環境中の存在状況の監視及び条約の有効性評価に資する基礎データを取得・発信し、率先して取り組むことにより、POPs 条約の国際的な履行の一層の推進を図りつつ、POPs による環境リスクの効果的な削減に資する。

また、我が国が主体となって、東アジア地域における技術協力を行うことにより、同地域の POPs 条約の履行その他 POPs 対策の実施を一層促しつつ、POPs による環境リスクの効果的な削減に資する。

POPs(残留性有機污染物質)条約総合推進費

POPs条約

第11条:国内及び国際的な環境モニタリングを実施すること

第16条:モニタリングデータを活用した条約の有効性の評価を行うこと

平成13年5月 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」採択

平成14年8月 日本がPOPs条約を締結→「POPsモニタリング調査」の開始(10物質群)

平成16年5月 POPs条約発効

平成17年6月 国内実施計画の策定

締約国会議

平成21年5月第4回POPs条約締約国会議(COP4)

→ 新規POPs対象物質(9物質群)の追加決定

平成23年4月 第5回POPs条約締約国会議(COP5)

→ 新規POPs対象物質(1物質群)の追加決定

POPs検討委員会

専門家で構成される検討委員会により、新規条約対象物質の検討

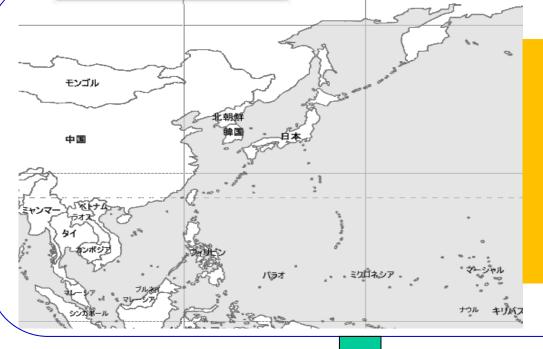


専門家等の派遣により、必要に応じて、 我が国の意見等の提出及び情報収集 を行う。

POPs条約対象物質21物質群のうち19物質群におけるモニタリング調査の実施(ダイオキシン類は別途事業にて調査)及び経年変化の把握が必要不可欠。

COP5にて追加が決定された1物質は未発効)

東アジアPOPsモニタリング



東アジアPOPs モニタリング参加国 カンボジア

> インドネシア 韓国

ラオス

マレーシア

モンゴル

フィリピン シンガポール

タイ

ベトナム

東アジア地域のPOPs条約の履行、その他POPs対策の実施を促し、同地域のPOPsによる環境リスクの効果的な削減に資する。